

## 相続財産や家族の関係性に合わせ、明確な「遺産分割方針」を

# “争う相手”は「兄弟姉妹」が8割 争いになりそうな相続財産は「不動産」が6割を超える

### フジ総合グループ「相続に関するアンケート調査」を実施

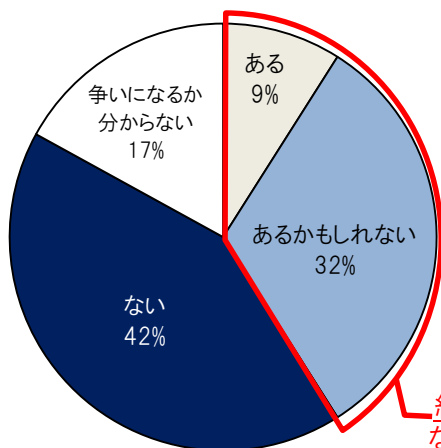
フジ総合グループ(フジ相続税理士法人・株式会社フジ総合鑑定)(本部:東京都新宿区、グループ代表:藤宮 浩)は2015年11月、相続に関心のある、20代から80代までの男女257名にアンケート調査を実施いたしました。

この調査では、「相続が発生した際に、相続人同士で争いになる心配はあるか」という問いに対し、約4割の人があると回答しました。あると回答した人の8割は「誰と争う可能性があるか」という問いに対し「兄弟姉妹」と回答しています。また、「何の財産で争う可能性があるか」という問いに対しては「不動産」という回答が6割を超えています。

調査を実施したフジ総合グループは「相続人となる家族内でトラブルが起きることのないよう、被相続人は明確な遺産分割方針を決めるべき。特に相続財産の中に不動産が多い場合、相続分に偏りが出る可能性があるため、適正な不動産評価を行った上で、事前に公正証書遺言などを作成し、被相続人の意向を書き示す必要がある」とコメントしています。

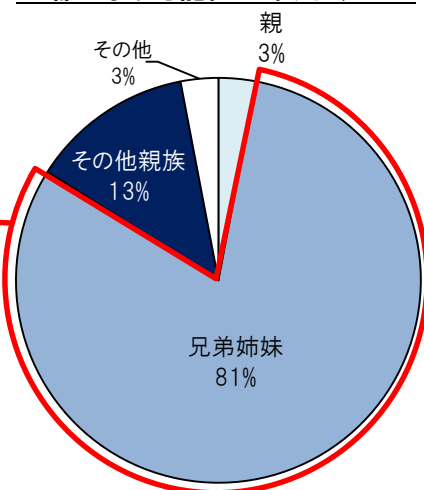
Q:相続が発生した際に

相続人同士で争いになる心配はありますか？



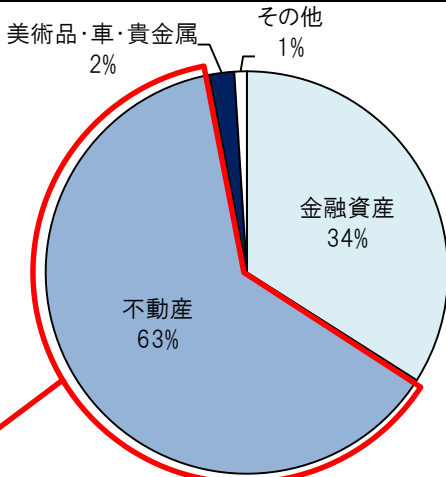
約4割が、相続争いになる可能性を感じている

Q:誰と争う可能性がありますか？



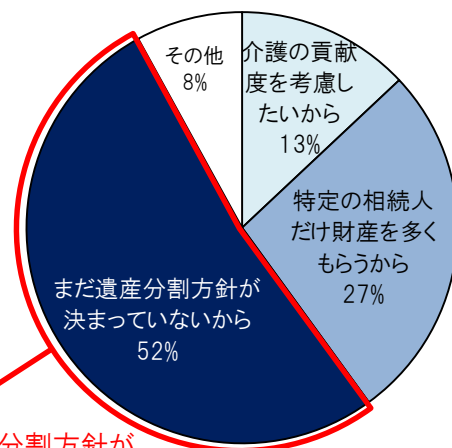
争うなら「兄弟姉妹」と考えている人が8割

Q:何の財産で争う可能性がありますか？



6割が「不動産」で争う可能性を感じている

Q:何が原因で争う可能性がありますか？



半数以上は遺産分割方針が決まっていない

＜本件に関するお問い合わせ＞

フジ総合グループ マーケティング部 担当:照内、田島

TEL:03-3350-1061 FAX:03-3350-1149 直通:03-6273-1621 <http://fuji-sogo.com/>

### <考察:特に「偏り」が出やすい「不動産」の相続。生前に明確な遺産分割方針を>

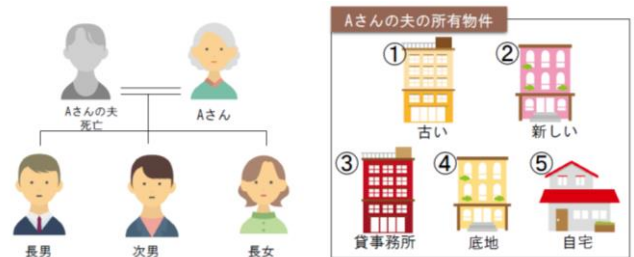
アンケート調査によると、相続トラブルが発生した場合、「兄弟姉妹」と争う可能性がある人が圧倒的に多く、争う可能性がある財産を「不動産」と回答した人は6割を超えています。不動産の相続は、相続分に偏りが出る可能性が高いため、事前に公正証書遺言等を作成し、被相続人の意向を書き示すことをおすすめします。また、相続税申告時の不動産評価によっては、税額に大きな差が出る可能性もあります。適正な不動産評価を行えるよう、専門的な知識と経験を持つ税理士へ相談することが重要です。

「何が原因で争う可能性があるか」という問いに対しては、半数以上が「遺産分割方針が決まっていないから」と回答しました。相続人となる家族内でトラブルが起きることのないよう、被相続人は生前に明確な遺産分割方針を決めるべきです。

### <ご参考:トラブル事例～不動産が複数あり子どもも複数いるケース>

Aさんの夫は、複数の不動産を所有していた。Aさんの夫は遺言を残していなかったため、誰がどの物件を相続するのかについて揉めてしまい、兄妹間にしこりが残ってしまった。

⇒遺言があれば、納得して財産分けをすることができた



### <調査概要>

調査期間：2015年10月15日～2015年11月15日

調査方法：アンケート用紙への記入(郵送にて回収)

調査対象：相続に関心のある20代～80代までの男女257名(フジ総合グループの顧客を中心とする)

男性183名/女性73名/無回答1名

20代3名/30代7名/40代20名/50代77名/60代81名/70代48名/80代15名/無回答6名

### ■フジ総合グループ 概要

22年間で2,500件以上という業界でもトップクラスの相続関連業務実績を持つ、相続専門税理士と財産評価に精通した不動産鑑定士による共同事務所。それぞれの専門知識や経験・ノウハウを活かし、税務・不動産の両面から、お客様の立場に立った中立公正なサービスを提供している。

設立：1992年

従業員：84名

所在地：【本部・東京事務所】東京都新宿区新宿 2-1-9 ステラ新宿 2F・9F

【名古屋事務所】愛知県名古屋市中区栄 1-2-7 名古屋東宝ビル 5F

【大阪事務所】大阪府大阪市淀川区宮原 5-1-3 新大阪生島ビル 607

### <株式会社フジ総合鑑定>

相続税を中心とした不動産評価を得意とし、その経験とノウハウを活かした共有物解消・借地底地問題・土地売却相談・土地活用相談等の不動産コンサルティングも手掛ける。

不動産鑑定評価は、民間からの受注のほか、各種金融機関や官公庁からも多くの受注実績を有する。

取扱業務：不動産鑑定評価、相続税土地評価、土地評価セカンドオピニオン、不動産コンサルティングほか

代表取締役：藤宮 浩(ふじみや ひろし)

### <フジ相続税理士法人>

相続税申告を得意とし、その経験とノウハウを活かした生前対策シミュレーション・贈与税申告・法人化シミュレーション・遺言サポートサービス等の税務コンサルティングも手掛ける。

取扱業務：資産税業務、税務コンサルティングほか

代表社員：高原 誠(たかはら まこと)

<本件に関するお問い合わせ>

フジ総合グループ マーケティング部 担当:照内、田島

TEL:03-3350-1061 FAX:03-3350-1149 直通:03-6273-1621 <http://fuji-sogo.com/>

<代表者プロフィール> ※コメント、解説等可能です。

株式会社フジ総合鑑定 代表取締役

**藤宮 浩(ふじみや ひろし)**

不動産鑑定士、ファイナンシャル・プランナー。22年間で2,500件以上の相続税申告・減額・還付実績を誇るフジ総合グループの代表。雑誌『家主と地主』や大家さんのためのフリーマガジン『オーナーズ・スタイル』等に、「不動産鑑定士から見た相続税の現場」に関するコラムを連載している。また年間50本を超えるセミナー・講演活動も行っている。趣味はマラソンとワイン。

著 書：『あなたの相続税は戻ってきます』

『土地持ち喜寿・米寿世代のための日本一前向きな相続対策の本』

講演・セミナー：『相続税、10人に7人は納め過ぎ!?～土地評価と相続税還付の実態～』

『やり次第でこれだけ差が出る相続税～不動産オーナー様必見！相続前後の相続対策～』等

◆お話しできる主なトピックス

- ・相続税は、10人に7人が納め過ぎ!?～土地評価と相続税還付の実態～  
※相続税還付手続きとは…相続税申告期限(亡くなった日から10ヵ月)から5年以内であれば「更正の請求」という方法により、払い過ぎていた相続税の返還(相続税還付)を求める手続き
- ・なぜ相続税を納め過ぎてしまうのか(複雑な土地評価、自己申告制度の罠、相続に強い税理士は少ない)
- ・土地評価具体例
- ・不動産を活用した相続対策



フジ相続税理士法人代表社員

**高原 誠(たかはら まこと)**

税理士。平成18年、現会長である税理士・吉海正一と共にフジ相続税理士法人を設立。年間400件を超える相続税の申告・減額・還付業務を取り扱う。「フジ総合グループ」内に設立された「NPO法人相続手続きサポートセンター」の監査役でもある。『日経マネー』『経理ウーマン』など多数刊行物への寄稿・取材協力を行うほか、年間40本を超えるセミナー・講演活動も行っている。趣味は仕事と料理。

著 書：『あなたの相続税は戻ってきます』

『土地持ち喜寿・米寿世代のための日本一前向きな相続対策の本』

講演・セミナー：『知って得する相続対策～3つの柱とは～』『わかりやすい相続税のはなし』

『相続対策＝介護対策?! 100まで元気な相続対策のススメ』等

◆お話しできる主なトピックス

- ・「相続対策＝介護対策」～介護が原因で揉めた「相続」の例
- ・介護と相性の良い相続対策
- ・遺言
- ・生前贈与
- ・理想的な相続対策の流れ



<本件に関するお問い合わせ>

フジ総合グループ マーケティング部 担当:照内、田島

TEL:03-3350-1061 FAX:03-3350-1149 直通:03-6273-1621 <http://fuji-sogo.com/>